

小倉建設株式会社 環境行動計画書

企業理念

- I 当社は、地域の人たちがやすらぐ家庭、生活を充足できるよう住みよい社会、暮らしよい時代を築いていきます。
- II 当社は、地域の歴史や風土・習慣を大切に生活環境や地域社会機能の整備を図り個性ある町づくりを追求します。
- III 当社は、現在生活する大地・山野・海・まちの自然環境を守り、地域の遺産を守り、地域に貢献します。

環境方針

小倉建設株式会社は当社の業務における環境への影響を十分考慮し、環境保全に対し真剣に取り組み、次の方針を定め遵守する。

1. 環境行動計画に基づき環境保全活動を推進する。
2. 環境保全活動を推進するため、環境への影響を的確にとらえ、目標を定め継続的に改善する。
3. 定期的に社員教育を実施し、環境改善や環境に関する法規制の遵守を徹底させる。
4. 環境方針及び重点目標は、社員が常に見える場所に掲示する。(各作業現場及び社内各施設)
5. 当社では、環境負荷への低減を図り、下記について重点的に取り組む。

【重点目標】

- 1) 作業所及び社内におけるエネルギー資源の消費削減を図る。
- 2) 作業所及び社屋周辺に対する環境への影響の低減を図る。
- 3) 産業廃棄物の発生を抑制し、再生資源として活用する。(リサイクル資源の活用)

平成 20年 2月 日

住 所	石川県羽咋市旭町コ110の1
会 社 名	小倉建設株式会社
代表者名	代表取締役 小 倉 淳

Ⅲ 環境負荷の低減目標

今後、1年毎に下記のとおり低減することを目標とする。

環境負荷	過去の排出量 (19年を基準)	低減目標 (%)	
		20 年	21 年
二酸化炭素の総排出量 (Kg-CO ₂)	1,326,652	1,260,319 kg 5 96	1,172,097 kg 7 96
電 力 (Kg-CO ₂)	117,236	111,374 kg 5 96	103,578 kg 7 96
灯 油 (Kg-CO ₂)	21,026	19,974 kg 5 96	17,977 kg 10 96
LPガス (Kg-CO ₂)	189	179 kg 5 96	161 kg 10 96
ガソリン (Kg-CO ₂)	220,277	209,263 kg 5 96	192,522 kg 8 96
軽 油 (Kg-CO ₂)	967,924	919,527 kg 5 96	864,356 kg 6 96
産業廃棄物の総排出量 (トン)	935.9	842.3 トン 10 96	800.1 トン 5 96
コピー用紙の使用量 (Kg)	866	649 kg 25 96	604 kg 7 96
水道水使用量 (m ³)	879	791 m ³ 10 96	711 m ³ 10 96

IV 具体的な取り組み

1. 二酸化炭素の削減

1) 自動車燃料の使用量削減

- ・社用車の目的地までの経路や相乗りにより効率的な運用をする。
- ・車を停車したら必ずエンジンを切る。
- ・アイドリングや空ふかしは絶対しない。
- ・過剰のスピードによる燃費低下をしない。
- ・社用車、重機の必要台数の見直しをする。(古い車両の廃棄)
- ・重機は作業効率を考慮して稼働させる。(旋回範囲や移動の頻繁な作業を少なくする。)
- ・排気ガス・騒音のレベルを抑えるため適正な車両整備を実施する。
- ・自動車及び重機の最新排ガス規制及び振動規制に適合したものの買い替えを進める。

2) 電力の使用量の削減

- ・社内の電灯及びそのスイッチは必要箇所のみ使用できるよう細分化する。
- ・不在時や昼休みは、必要な箇所を除いて消灯する。また、冷暖房機器も停止する。
- ・OA機器のスイッチは、こまめに切る。
- ・コピー機の使用後は常に予熱にする。
- ・空調及び冷暖房機器の適温化を徹底する。(冷房28度程度、暖房20度程度とする。)
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組む。
- ・休日出勤や夜の残業は極力しない。(電気量、燃料費の削減)

2. 廃棄物の抑制

1) 産業廃棄物の適正処理

- ・マニフェストにより廃棄物の適正な処理を確認する。
- ・年度ごとに、発生する廃棄物の計画書を作成する。(産業廃棄物処理計画書)
- ・処理委託業者の評価選定をし、契約書を交わす。
- ・処理施設の処理内容を定期的に確認する。
- ・処理委託業者の教育・指導を実施する。
- ・現場発生土を自他現場内で再利用する。
- ・木材加工後の木くずは決められた処理施設に引き取ってもらう。
- ・グリーンパートナーとの協力を密にし有効利用を図る。
- ・建築物解体工事の場合は、粉塵対策等を充分にし、廃棄物は再資源と最終処分ものものに細別し、最終処分量を削減する。(分別したものは、絶対に混合しない。)
- ・解体現場には、分別用鋼製箱は、種別に応じた数を設置する。

2) 一般廃棄物の適正処理

- ・社内より出るゴミの分別を徹底する。
- ・使い捨て容器の使用をなくする。
- ・リターナブル容器のものを優先的に購入する。
- ・資材購入時に梱包されてくる段ボール等は、購入業者に引き取らせる。
- ・ペットボトル、空き缶等は各自持ち帰る。

3. 紙の使用削減

- ・リサイクルコピー用紙、封筒、名刺等の購入を推進する。
- ・社内で使用する封筒は、使用済みものを再利用する。(給料明細や立替金用のもの)
- ・社内の資料等は、ミスコピーの裏面を利用し、また両面コピーを徹底する。
- ・コピー機に、社員ごとのID番号を入力し、各自の使用枚数を管理してムダを無くす。
- ・電子メールにより、社内・社外ともペーパーレス化を図る。(社内LANを運用)
- ・シュレッダーを使用する際は秘密文書のみとする。
- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジはリサイクル製品を使用する。
- ・データの保管は、スキャナーにより情報の電子化を図る。(CALIS/ECの取り組み)

4. 水の利用削減

- ・節水を徹底する。(元栓を最小限に締めている)
- ・水道管からの漏水を定期的に点検している。
- ・雨水貯蔵施設を設置し、洗車用水として利用する。

5. 工事施工方法及び建設資材による環境保全活動(現場及び作業所)

- ・環境保全活動に準じた施工方法を検討する。
- ・使用材料等について発注者及び設計者へ提案を積極的におこなう。
- ・熱帯材合板型枠の使用削減と代替え用品使用の推進。(鋼製型枠等の使用)
- ・合板型枠の使用回数を増やす。(6回以上使用する。)
- ・高炉セメントの使用を増やす。
- ・生コン車の汚濁水は現場内では流さないこと。
- ・雨天時には現場より濁水が大量に流れていないか必ず確認する。
- ・現場における騒音・振動・水質汚濁については、定期的に測定して改善をおこなう。

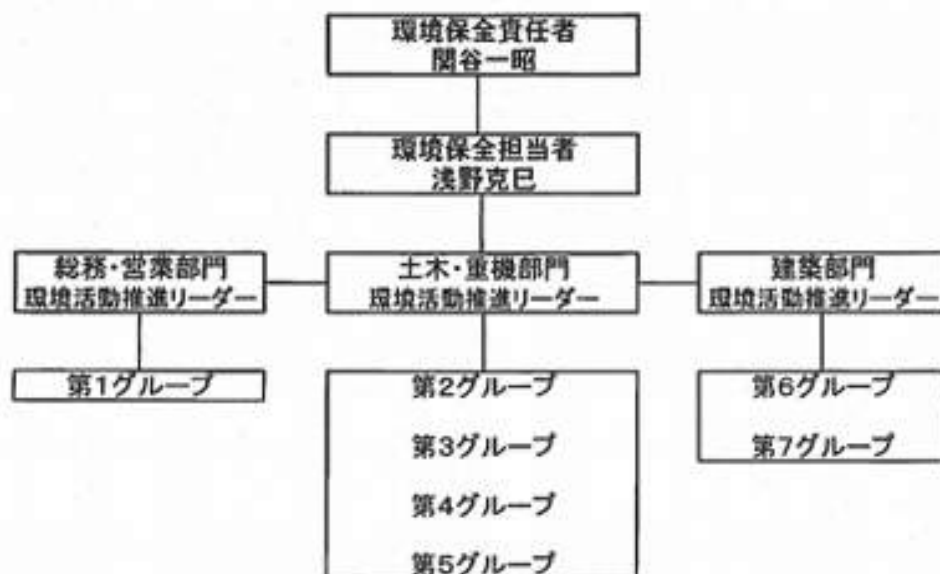
6. 環境保全活動推進体制の確立

- ・当社における組織体制を構築する。(組織図参照)
- ・社員会議を開催し、全社員に活動内容を説明する。
- ・グリーン、エコ商品の優先購入の推進。
- ・各部門内で、役割分担を決め積極的な活動を推進する。
- ・当社の環境保全チェックリストを作成し、定期的(月1回)に記入する。(別紙様式1)
- ・毎月各部門の推進リーダーが中心となり、グループ毎に環境保全活動の状況報告を提出させる。
- ・社員を外部研修等に参加させ、その後社内研修にて発表させる。
- ・各現場の工程会議等で、下請業者への活動取り組みの経過を報告させる。
- ・年1回、社長、環境保全責任者、担当者、各部門長を交えて取組状況確認及び評価・見直しの会議を実施する。

7. 下請会社に対する環境保全活動の推進

- ・下請会社については、安全協力会規定に環境保全活動の実施要項を追加し、安全協力会議のなかで環境保全活動の協議をし教育・指導を行う。
- ・安全協力会(元請、下請)にて、定期的に環境保全活動についての内部、外部研修を実施する。
- ・新規入場者には、入場教育時に環境保全活動の教育も同時に実施する。
- ・環境保全活動の参加に協力しない下請業者には、厳しい指導を実施し、その後も改善が見受けられない下請業者には、現場内への入場を禁止する。

8. 環境保全活動推進体制組織図



各部門別に環境活動推進リーダーを選出し、活動取り組みの推進及び状況を把握しチェックリストの集計等をして環境保全担当者及び責任者に報告する。